

随意契約理由書

1 随意契約に至る経緯

交通監視用テレビ整備工事（以下、「本工事」という。）は、大阪府下の主要幹線道路等における交通状況を監視するために設置されている交通監視用テレビの更新等を行う工事である。令和7年6月18日に条件付き一般競争入札として公告し、同年7月10日に開札したが、入札参加者（6者）のうち、入札者（1者）、辞退者（1者）及び不着（4者）であり、一者入札となったことから入札取止めとなった。

そのため、一者入札の条件を緩和した上で、令和7年7月23日に再度公告し、令和7年8月26日に開札したが、入札参加者（2者）とも予定価格超過であり、再度の入札で1者予定価格超過、1者辞退となり、入札取止めとなった。

2 随意契約理由

本工事で更新予定である交通監視用テレビは、交通流量の多い主要幹線道路等において、特に渋滞・交通事故等のリスクが高い箇所に設置し、交通状況を監視しているものであるが、設置されてから20年以上経過しているため画質が悪く、機器の経年劣化による不具合が多く発生していることから、交通状況の確認ができず交通管制業務に支障が生じている。

円滑な交通管制業務を行うためには、渋滞及び交通事故のリスクを排除し、安全な交通を確保することが必要不可欠である。そのため、早期に着手しなければ安全な交通が損なわれ、府民の生活に著しい悪影響を与えることとなる。

以上の理由から、比較見積もりを徴取し、最も安価であった業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を行うもの。

以 上